

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域:第2・3・4地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	倭町北三	【駅前の子供を預けられる施設を設けるなど、若い世代の方が住みやすい栃木市にしてほしい】 若い世代は夫婦共働きが当たり前の時代です。他市で実施されているところもあるかと思いますが、駅前(駅近く)に幼稚園や保育園などを設けていただき、ご夫婦が通勤の途中で子供の送迎が出来る街にしてもらうことで、若い世代の方が住みやすい街となり、栃木市に永住し、人口減少や少子化対策に繋がるのではないかと。	【子育て総務課:TEL 21-2165】 【保育課:TEL 21-2231】 市におきましても、少子化対策は喫緊の課題と考えておりますので、児童手当、赤ちゃん誕生祝金、紙おむつの現物支給など、適正な経済的支援を継続するとともに、こども・子育て環境の充実に向けて、児童館、地域子育て支援センター、学童保育などの施設の管理、機能強化や環境改善を図り、イベントなどの各種事業を、官民連携して進めているところです。 ご要望にあります、子どもを預けられる施設が駅前にあれば、電車通勤をしている子育て世代の利便性の向上につながり、本市の魅力の一つになるものと考えますが、平成27年に1,108人であった本市の出生者数は年々減少し、令和6年は約650人の見込みとなっており、市内の保育園等においては、定員に空きがある園が複数あることから、園を新設する状況にありません。また、人手不足の影響は保育士にも及んでおり、保育士確保も難しい状況になっております。 ご提案いただいた内容を踏まえ、駅前で朝園児を預かり、その後バスで在籍する園に送り、夕方またバスで戻ってくる「送迎保育ステーション」も考えられますが、本市の子育て世代のニーズについて調査し、検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	倭町北三	【大通り危険箇所へのカーブミラー設置、一方通行表示の改善】 ①大通りへ出る交差点(見づらい場所)にカーブミラーを設置して欲しい。通学通勤者や観光客が多く通る道であり、車が大通りに出るためには間に歩道がある為、接触事故になりそうな所を多々見かけます。 ②また、一方通行の表示を分かりやすくして欲しい(カシワヤ北、小江戸市場前や蚤の市通り)最近、地元ではない方が駐車場などから出る際、逆走をしていて、とても危険です。	①【道路河川維持課:TEL 21-2771】 カーブミラーの設置につきましては、基準を設けており、歩道幅員が2m未満と設定しております。要望の箇所を確認いたしましたところ歩道幅員が4.7mであり、大通りに出る交差点は、一時停止になっておりますので、設置は難しいところであります。皆様には徐行しながら目視で安全確認を充分行っていただきたいと思います。 市といたしましても、警察と連携し通行の安全に努めてまいります。 ②【交通防犯課:TEL 21-2151】 要望箇所について現地確認を行いましたところ、一方通行および進入禁止の規制標識が各所にございでしたが、地元ではない方が駐車場などから出る際、逆走をしていることは大変危険ですので、一方通行表示の改善につきまして、地元からのご要望として栃木警察署にお伝えいたしました。
3	倭町北三	【巴波川の護岸工事による景観の悪化について】 巴波川の護岸嵩上げが行われ、越水の心配は少し減りましたが、景観が悪くイメージダウンです。色合いや作り方の工夫が必要ではないかと思いますが、なんとかならないでしょうか。 また、近く始まるトンネル工事で緩和されるのであれば、嵩上げは必要ないのではないかと。	【都市計画課:TEL 21-2431】 【治水対策室:TEL 21-2785】 巴波川の護岸嵩上げ工事につきましては、浸水被害対策工事の一環として、令和6年度に開運橋から倭橋、室町のうずま公園東側の一部区間において、県の事業として実施されました。 本工事箇所につきましては、歴史的町並み景観形成地区内であることから、県と市の関係各課で協議を行い、専門家のご意見を伺った上で、景観に配慮した既存の石積みとの調和が図れるような意匠とするため、先に工事を行った上流部の伝統的建造物群保存地区内の嵩上げ工事と同様の工法により対応していただいたところになります。 なお、嵩上げ部はコンクリート製であります。石積み調の意匠となっており、時間の経過とともに既存の石積みと馴染んでいくものと考えられますので、ご理解いただければと思います。 また、嵩上げの必要性につきましては、大雨時において、全ての雨水が現在工事中の地下トンネルに流れるわけではないため、巴波川本川へ流れ込む雨水への対策として、護岸高さの低い箇所の嵩上げ工事を併せて浸水被害対策として実施している旨、事業者である県より回答をいただいております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	倭町北三	【空き店舗対策を実施し、新規出店がしやすい環境を】 大通り店舗の閉店等でシャッター通りになりつつあります。空き店舗対策をもっとやらないと、このままお店が無くなってしまいます。低家賃や開店までの補助金など、出店しやすい環境にしてはどうか。	【商工振興課:TEL 21-2371】 店舗の賑わいの創出は、中心市街地の活性化において重要事項と捉えておりますが、大通り沿いの店舗につきましては、店舗兼住宅となっている所も多く、貸し出すにあたっての環境整備に種々課題があるものと認識しております。 補助金等の制度につきましては、平成24年度から蔵の街大通りを含む対象区域内の空き店舗を活用して開業する事業者には、空き店舗の改装費用や家賃等に対する補助事業を実施しており、この間、制度の見直しを行い、令和3年度を最後に家賃補助を廃止し、現在は改装費用に対し、2分の1、上限150万円の補助を行っており、本事業を活用し、昨年度までに46件が出店しています。 しかしながら、その中には開業したものの様々な事情により閉店した店舗もあります。 空き店舗の情報管理、所有者と出店希望者のマッチングなどの課題もありますが、いただいたご意見を参考に今後もまちなかの活力と賑わいを創出するため、関係機関等と連携しつつ、貸し手側及び借り手側の双方にどのような支援が有効なのか検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
5	倭町北三	【市内学校の統廃合について、残す手段の検討を】 小、中、高の学校の合併・統合が急ピッチで進んでいます。これまでに築いてきた歴史、文化が無くなってしまいます。(國學院短大も) 今後さらに栃木高等学校、栃木女子高等学校も統合になるのではないのでしょうか。少子化のなか生徒数の減少もあると思いますが、残す手段をもう一度検討してみてもと思います。	【教育総務課:TEL 21-2467】 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」第4条に、適正な学校規模として、「学級数がおおむね12学級から18学級までであること」と示されています。 本市では、平成28年2月に策定した「栃木市立小中学校適正配置基本方針」の中で、適正な児童生徒数や学校数を確保し、活力ある学校づくりを進めていけるよう独自の基準を定めました。 「望ましい規模」の基準としましては、小学校は「12学級以上18学級以下」、中学校は「9学級以上18学級以下」としています。 また、「必要な学級数・児童数」の基準としましては、小学校は6学級、1学級あたり16名程度、中学校は6学級としています。 本市におきましても、急速に少子化が進んでいることから、今後、適正規模を満たさない学校が増加することが想定されますので、基本構想でお示した学校適正規模の基準を下回った学校におきましては、今後も保護者や地域の皆様を対象に、基本構想と併せて、子どもたちのより良い教育環境についての説明をより丁寧に行い、適正配置の必要性を周知し、状況に応じて意識調査も実施してまいります。 なお、ご質問の栃木高等学校と栃木女子高等学校につきましては、栃木県教育委員会の所管となりますが、今後も県教委の動向を注視してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
6	倭町北三	【J2 を目指して頑張る栃木シティを、市を挙げて応援できるように】 栃木シティのスタジアムの問題については政治とお金絡むことで、一市民には分かりづらくなじまない問題ですが、スポーツを通して我々市民はかなりの人が応援しています。いずれ J2 を目指して頑張っています。早急に解決し、市を挙げて応援できるようにしてほしい。	【スポーツ課:TEL 25-0930】 サッカースタジアム問題につきましては、栃木シティフットボールクラブのメインスポンサー企業より市が提訴され、現在裁判となっており、市民の皆様にご心配をおかけしていることについて、お詫び申し上げます。しかしながら、本市が栃木シティフットボールクラブを応援していく姿勢については、これまでと変わることはなく、引き続き、市内公共施設への応援のぼり旗の設置や市民応援団による SNS での発信などを実施してまいります。 昨シーズンは JFL 復帰 1 年目で優勝し、今シーズンより J3 に加入、加入後も栃木シティの攻撃的なサッカー戦術は、観る人を大いに楽しませ、多くの方に「夢」と「感動」を与えてくれています。 現在リーグ上位に位置し、J2 昇格も手の届くところまでできております。ホームタウンである本市としましては、J2 昇格を願い、引き続き市を挙げて応援するとともに、栃木シティフットボールクラブとの連携を深め、地域の活性化を図ってまいります。
7	倭町北三	【芸術・文化振興条例の制定について】 国も県も、芸術・文化条例を整備しています。県内の自治体では、はっきりと条例を制定しているのは小山市です。足利市においても条例制定に動いていると聞きますが、栃木市ではいまだ出来ていないのはどういうことでしょうか。 良く言えば、本市はその歴史と伝統から、条例などなくても前々から行動されているという見方もありますが、ただ、高齢化等でその担い手である活動団体の存続が危ぶまれている状況です。 文化振興計画が示されていますが、条例という形ではないので、きちんと行政が取り組む役割を明確にし、官民一体となった文化活動を望みます。	【文化課:TEL 21-2496】 県内自治体における芸術・文化振興条例の制定状況につきましては、小山市や栃木県他、本年 4 月に足利市が施行しております。 本市においては、令和 5 年度に第 2 期文化振興計画を策定し、文化芸術の振興を計画的に推進するため、「文化芸術活動の推進」や「歴史文化の保存及び活用」に関する各種事業を行っております。 なお、文化振興計画の策定に当たり、条例の制定が必要不可欠ではないため、本市では条例を制定しておりません。本市と同様に県内の多くの自治体が条例を制定していないことは、こうした理由であると考えられます。 今後は、市民の機運の高まりなどを考慮しつつ、文化芸術団体が今まで通りに継続して活動ができるよう、先進自治体の条例を参考に、市の責務や市民及び文化芸術団体の役割、条例の効果や必要性などを検証し、条例制定について前向きに検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	城内町一丁目	【栃木城址公園の駐車場設置及び樹木類の伐採について】 栃木城址公園は昭和 47 年に市指定史跡となりました。その後児童公園が整備され、地域住民の憩いの場として親しまれています。また、土塁や堀が残る名所として、史跡巡りに訪れる方の姿も見られます。 これまで、城址保存会や敬老会等のボランティアの方々が掘りを含む清掃・落ち葉拾いなど、公園の環境美化活動を実施してきましたが、高齢化等により円滑な活動が難しくなっています。 また、高木も多くなり自治会主体では対応できない状況も発生しており、例年公園に隣接する住民の方や公園利用者から、落ち葉対策や樹木の剪定などの要望が自治会に寄せられています。 このような状況から、市の定期的管理について、次の通り要望させていただきます。 1. 駐車場の整備(新設) ・史跡巡り及びボランティア活動の利便性向上のため数台分 2. 樹木の伐採等 ・堀の浚渫及び繁茂している樹木の伐採 ・高木の剪定及び枯れた樹木が確認された場合の伐採	【公園緑地課:TEL 21-2414】 【文化課:TEL 21-2497】 栃木城址公園は、近隣にお住まいの方々が徒歩で利用することを想定して整備された街区公園であること、また、市の指定文化財(史跡)でありますので、ご要望をいただいております、公園内に駐車場を作ることは史跡保護の観点から困難な状況です。 大変申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。 また、2 つ目のご要望につきましては、落葉対策や剪定・伐採、また堀の浚渫について、市の職員及び委託業者にて管理を行ってまいります。